

笠郷通信 友愛

令和4年2月1日

【第259号】文責発行責任者
笠郷公民館長 田中 和一

『町民会議・優良表彰』を受賞された方々

今年度の「親孝行と生涯学習を進める町養老」町民会議会長(養老町長 大橋 孝 様)表彰受賞に、笠郷地区では次の方々が輝きました。

【町民憲章の部】

安田 正様(下笠) 佐藤 富士男様(栗笠)
多賀 みち子様(船附)

【青少年育成の部】

伊藤 正之様(下笠) 伊藤 和彦様(大野)
西脇 一成様(下笠)

構東子ども会育成会 代表者 長村 美希様

なお、本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受賞式典は中止となったため、皆様への表彰状伝達は笠郷支部長(公民館長)が行いました。優良表彰の栄に輝かれた皆様、本当におめでとうございます



安田さん

佐藤さん

多賀さん

伊藤(正)さん

伊藤(和)さん

西脇さん

長村さん

【広げよう 笠郷の豊かな文化】

岐阜県 まん延防止等重点措置区域の指定を受けて

「第6波」非常事態宣言 (令和4年1月20改定) 抜粋

感染防止対策の徹底

○ オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」の徹底を継続。

- ・マスク着用(不織布マスクで隙間なくフィット)
- ・手指衛生(頻繁な手洗い、消毒)
- ・密回避(密閉・密集・密接のどれか一つでも回避)
- ・こまめに換気(換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気)
- ・体調管理(体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ)

○ 感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避。

- ・マスクなしでの会話(車やバスでの移動の際も要注意)
- ・狭い空間での共同生活(寮の部屋やトイレなど共用部分は要注意)
- ・飲酒を伴う懇親会等(注意力が低下する、大声になりやすい)
- ・大人数や長時間に及ぶ飲食(2次会・3次会、深夜のはしご酒等)
- ・居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等は要注意)

■ 公民館施設の使用時間制限等について

- 【使用可能時間等】
- ・施設開始時間～午後8時(2時間以内の利用)
 - ・利用人数についても制限しています
 - ・サークル活動の自粛

ご理解とご協力をお願い致します。